

(公印省略)
県支広第30044-16号
令和3年8月18日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県緊急事態措置の実施について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年8月17日（火）に開催しました、第57回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県緊急事態措置を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、上記措置に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－緊急事態措置の主な内容－

（1）緊急事態措置の実施期間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで（24日間）

（休業要請及び営業時間短縮要請期間：同上）

（2）緊急事態措置の区域等

県内35市町村

※詳細は『群馬県緊急事態措置』を御確認ください。

担 当：県民活動支援・広聴課 公益法人係 山崎
T E L：027-226-2148
F A X：027-223-2944
e-mail：y-fumi@pref.gunma.lg.jp